

# フランス第三共和制期世俗的道德教育論の諸相 V

－ デュルケーム中期道德教育論Ⅲ：『道德教育論』－

太 田 健 児\*

The different visages of the secular morality in education in the French Third Republic V  
－ E.Durkheim's moral education of his middle period Ⅲ : *Moral education* －

Kenji Ota

*Moral education*, which was a course given at the Sorbonne in 1902-1903 by Durkheim, was published in 1922. It is the dominant work in his moral theory. In this work, he defined the “three elements” “morality” which would substitute a rational morality for divinity, (1) discipline; (2) attachment to the social groups; and (3) autonomy.

But, in 1906 at the Société française de philosophie, he categorized from “three elements” to “two elements” on “morality”: (1) obligation; (2) good; entitled *Determination du fait moral*. Then, this changing continued to change, we can point out “one element” on “morality”, that is “Société”, identified with the concepts of collective representation and Social Realism

Key Words : discipline attachment to the social groups autonomy obligation good

## 問題の所在

19世紀フランス第三共和制期のライシテにおいて、世俗的道德教育論（＝ライックな道德教育論、以後こちらの呼称を使用する）には、およそ二つの系譜が存在し、本研究ではその一方のデュルケームに代表される実証主義的なメタ倫理学の立場であるモラルサイエンスの系譜をとり上げてきた<sup>1)</sup>。そしてデュルケームの道德教育論を時系列順に前期・中期と考察してきたが、今回はまさに彼の『道德教育論』自体を解読する。

### 1) テキストとしての『道德教育論』

『道德教育論』はデュルケームがパリ大学の教育科学講座で行った道德教育の講義録（1902－1903）である（『道德教育論』として1922年刊行）。そこで「規律の精神」、「社会集団への愛着」、「自律」が道德の三要素として提示されたことは周知のことである<sup>2)</sup>。

さて道德教育論を扱う際には二つの観点からの分析が必要である。一つはテキストそのものの内在論理の解読であり、もう一つはライシテというコンテクストの中での解読作業である。

---

2010年4月10日受理  
\* 尚綱学院大学 教授

しかしこれら二つの観点からの先行研究は極めて乏しく、後者に関しては殆ど皆無である。今回本稿は前者に限定し、後者は次回に回すこととしたい。さらに『道徳教育論』は第一部と第二部とに分けられており、第一部は理論編、第二部は実践編とされているが、今回本稿は第一部理論篇の解明を行うこととしたい。

### 1)-(1)『道徳教育論 第1部』の構造

『道徳教育論』の目次は次のとおりである。

「開講講演 教育学と社会学」「第1講 世俗的道德」(＝ライックな道德)と続き、《第一部 道徳性の諸要素》と題され、第2講～第8講までの中で、あまりにも有名な「道徳の三要素」すなわち第一要素の「規律の精神」、第二要素の「社会集団への愛着」、第三要素の「意志の自律」が定式化される<sup>3)</sup>。

ちなみに第二部は《第二部 道徳の諸要素を子どもの内部に確立する方法》と題され、第一部の一番目の要素「規律の精神」に対応する実践編として「その一」が設定され、第9講～第13講の中で「規律と子どもの心理」「学校の規律」「学校における罰」「罰と褒美」が定式化される。第一部の二番目の要素「社会集団への愛着」に対応する実践編として「その二」が設定され、第14講～第18講の中で「子どもの集団本位主義」「学校環境の影響」「科学教育」「芸術的陶冶と歴史教育」が定式化されている。そして第三要素の「意志の自律」に対応する箇所はない。「科学教育」「芸術的陶冶と歴史教育」及び章題化されていないが「フランスの国民性と愛国心」への言及で代置されているだけである<sup>4)</sup>。

さて、このような目次をみると、本研究が前稿までに示したデュルケームにとっての三つの理論的課題、すなわち①ライシテの歴史的根拠と宗教思想史におけるライシテの系譜学確立、②宗教と道徳との分離＝神性概念の否定による「自前」の道徳確立、③ライックな道徳の定式化・体系化、以上三つの課題の中の②、③に対応する作業であることに気づく。但し、①に対応する作業もかなり行われている。つまり、「第1講 世俗的道德」はライシテ宣言であり、宗教と道徳との分離といういわば宣戦布告である。第2講から、宗教と道徳とが分離した後のライックな道徳の定式化・体系化作業であり、分離した後に真の道徳性として残るものが「道徳の三要素」つまり「規律の精神」、「社会集団への愛着」、「意志の自律」なのである。まさにモラルサイエンスの稼働である。

### 1)-(2)『道徳教育論』の特徴

『道徳教育論』の一般的特徴がいくつかある。

まず、第一部よりも第二部の方でデュルケームは雄弁に自らの教育論一般、道徳教育論の内実、そしてライシテを語っている点である。ライシテの論拠としての無神論の定式(道徳的実在、被暗示性)の定式化、さらにこれまでの社会学研究で得られた着想やモチーフ(特に集合表象、社会的カテゴリー、愛他主義など)の道徳教育論への適用が試みられている<sup>5)</sup>。

次に、第一部での「道徳の三要素」つまり「規律の精神」「社会集団への愛着の念」「意志の自律」はその定式化がきわめてシンプルであって、それ以上の意味の解釈がこの第一部からだけでは難解であるという特徴をもつ。確かに第一部は理論編、第二部は道徳の三要素それぞれに対応した教育現場での実践編という構成なので、第2部から逆照射する形で第一部が初めて理解できる面がある。それどころか第二部だけでも十分一冊の道徳教育論として成立するだけ

の論旨を展開している。また『道德教育論』以外のデュルケームの諸著作・論文との全体的解説によってさらに理解できる面もある。しかし最も見落とされているのはライシテというコンテキストの中で第一部を解説する作業である。この作業によって完全に第一部が解明されるのであり、この必要性はJ.ボベロも力説している<sup>6)</sup>。

例えば、本研究の前稿で指摘したライクな道德に必要な神性概念に代替する「モラル・リアリティ」「道德的権威」「強制」との連関で、初めて「規律の精神」の意味が明らかになる。同時に社会カテゴリー論<sup>7)</sup>との関係で「社会集団への愛着の念」の意味が初めて明らかになる。逆にこれらの解釈が施されず、「規律の精神」「社会集団への愛着の念」などが、あたかも戦前・戦中の「修身」科目で説かれる「徳目」のようにみなされたことにより、これまでデュルケーム道德論は非常に保守的で国家優先主義的な道德論との批判を浴びてきた経緯がある。

## 2) 教育のライシテの正当性

第一講において、デュルケームは、その理論的課題である「ライシテの歴史的根拠と宗教思想史におけるライシテの系譜学確立」をどのように成し得ているのか？デュルケームの言説に耳を傾けてみよう。

「道德教育の問題は、……それを出現させたのは、わが国の20年にわたる教育上の大革命である。……このライクな教育は、啓示宗教を支える諸原理の援用を禁止し、もっぱら唯一理性によって正当化される観念、感情、実践に支えられている。一言でいえば、純粹に理性主義的な教育 (une éducation purement rationaliste) なのである。」<sup>8)</sup>

「まず初めに言いたいのは、完全に理性的な道德教育が可能である、ということである。このことは科学の土台をなす公理 (postulat) そのものに含まれているものである。私はこれを理性主義的公理 (le postulat rationaliste) と言いたい。すなわちそれは、人間の理性によって説明できないものは、現実には何も存在しないという原理である。」<sup>9)</sup>

「科学は、事物を科学的な、換言すれば、理性的な—この二つの言葉は同義語である。」<sup>10)</sup>

このようなデュルケームの言説から、宗教に依拠しない道德の公理として、科学的であること、すなわち人間の理性に基づくことが導出される。しかし、デュルケームは理性という公理を提示しているだけではない。宗教と道德の錯綜とした絡み合いの実相をありのままに観察し記述する作業にとりかかる。これは理論的課題である「宗教と道德との分離＝神性概念の否定による「自前」の道德確立」の作業である。

「教育を理性化し、ライク化するには、教育からすべて超越的な (extra-laïque) 要素を取り去るだけで、十分だと考えられていた。理性的道德から、今日までそれを覆い、その本来の姿を見失わせていたすべての偶然的で付着的な要素をとり払うことはさきわめて簡単であるというのである。祖先たちの古い道德を教えれば、それで事足りるというわけである。」<sup>11)</sup>

「宗教的概念の内奥にかくされているモラル・リアリティ (les réalités morales) を探り出さねばならない。そしてその所在をつきとめ、これを引き出し、その性質を明らかにして、これを理性的な言葉で表現しなければならない。一言で言えば、かくも長い間道德的理念の媒介 (véhicule) をつとめてきた宗教的概念にとって代わる理性的な概念を、私たちは新たに発見せねばならないだろう。」<sup>12)</sup>

「道德の威厳がこの経験的実在 (une réalité purement empirique) を手がかりとして説明され、また、神の観念がこの実在の象徴的表現とされることも、可能なのである。」<sup>13)</sup>

モラル・リアリティこそ本研究が前稿で示した宗教から分離された道德のことである。また“道德の威厳”“経験的实在”という各概念は、宗教から分離した道德が神性概念に依拠しない「自前」の道德であるために必須である。但し、単純な分離で「自前」の道德＝ライクな道德の構築が完成されるわけではないことは次の言説からも明らかである。

「教育を理性化するとはいいながらも、この道德の威厳をあえて護持することをせず、且つ又、これを理性的なかたちで児童に教えることを怠れば、そこでは、本来の威厳を失った道德しか児童に与えられないことになるだろう。同時に、それはまた、教師が児童の心情に訴え、その精神を呼びさますに必要な権威と情熱とを汲み取っている源泉をも枯らすことにもなりかねない。なぜなら、超越的な实在の名のもとに教師が語る感情は、彼自身を高め彼に湧き出る力を与えるものだからである。もしも、教師が神以外の他のものに根拠を求めながらも、この感情を保持し続けることができないならば、そこには権威も生命ももたぬ道德教育が残されるだけであろう。」<sup>14)</sup>

「われわれに課せられた問題はこれだけに止まらない。道德を理性化することによって、その基本的要素までも失わないように留意するだけでなく、さらに私たちは、道德のライク化を通して道德に新たな要素を加えこれを豊かにしなければならない。」<sup>15)</sup>

ここでデュルケームが真の道德とは権威をもち情熱がかきたてられるようなものと考えていることが分かる。さらに道德と宗教との接点・共通点にも目配りして、さらに新たな要素を加えるべきことも提唱しているのである。

では『道德教育論』で提唱される道德の三要素とはいかなる理論構造をもつものなのか？

### 3) 『道德教育論』の理論構造

#### 3)-(1) 「規律の精神」

「規律の精神」は、規則性の感覚と権威の感覚とから成り立つと定義されているが、第3講に至って初めて登場する。それまでは「規則」と「権威」とが道德性の要素として説明されている。この規律が初めて登場してくる箇所の定義は次のようになされている。

「さてこうして私たちは、道德性の第二の要素 (un second élément) を得たのだが、これら二つは根本において一つであることは明白である。規則性の感覚と権威の感覚とは、実は規律の精神とでもいうべき、さらに複雑な精神状態の二つの側面に他ならない」<sup>16)</sup>。

この時、道德性の第二の要素 (un second élément) という用語が使われている点に注意したい。第二の要素とは、ここでは権威の感覚を指示しているが、道德性の三要素も原語では les trois éléments であり、この点でデュルケームの用語使用は不明確である。

#### 3)-(2) 「社会集団への愛着の念」

「社会集団への愛着の念」の説明では、第6講の後半部から、何の前触れもなく「義務」(devoir) と「善」(bien) という概念が登場する。ここでは、愛着の対象が実は社会であると定義された上で、それらはその社会の「義務」と社会へ奉仕する意味での「善」として位置づけられる。しかし、その次に「義務」は「規律」、「善」は「愛着の念」を換言したものであることが述べられる<sup>17)</sup>。ここで既にモラルサイエンスに基づくライクな道德教育論として『道德教育論』

と双璧をなす1906年の論文「道徳的事実の定義」<sup>18)</sup>で提示される二要素への収斂が始まっていることに気づく。

さて愛着の念の対象である集団は社会を指しており、Sociétéというようにsociétéの頭文字があえて大文字Sで表現されるようになる。そして社会が他の諸概念を包摂する形になってくる<sup>19)</sup>。さらにこの大文字の「社会」はさらに国家に読み替えられ、さらにコスモポリタニズム、全てを包摂するユマニテ(humanité)が提示されるに至る。但し国家と道徳との関係については、道徳的目的が国家的目的よりも上位にあるが、人間集団では最も高位に位置し、人類とは異なるが、それに最も接近している集団とされ、人間理想はそこで実現できるという。人類の普遍的利益の実現、公正な正義とより高い道徳性の支配も可能とされる<sup>20)</sup>。

また国家と個人との関係においては、ライプニッツ、ヘーゲル、スピノザらのアイディアに近いものがある。個人をモナドとして、国家を絶対精神の最終的な自己実現の場として、愛着(attachement)をスピノザの汎神論として処理している<sup>21)</sup>。

### 3)-(3)「意志の自律」

意志の自律は社会の中に包摂される<sup>22)</sup>。まず義務と善とは対立するものではなく、これらは社会二側面である。つまり人間は社会に愛着の念をもちつつ、それゆえに規律を遵守する、という具合にである<sup>23)</sup>。また理性と感性という区分が採られ、自律は理性の側に、規律・義務はこの自律の下に他律的な感性の側に行使される<sup>24)</sup>。

さてデュルケームのいう「意志の自律」とは、自覚がある、意識している程度の意味であり、機械論的決定論に対抗する人間の意志を際立たせるもの以上ではなく、ましてカントの定式をそのまま適用しているわけでもない。ここでデュルケームのカント解釈に関して、例えば社会学者ティリアキアン(Edward-A.Tiryakian)はその研究書*Emile Durkheim*においてカント哲学がデュルケームに与えた絶大な影響力を指摘している<sup>25)</sup>。社会思想領域でデュルケームに最も影響を与えた思想家はコントとサン・シモンとなっている。しかし、ティリアキアンほどカント思想がどのようにデュルケームに与えたかを指摘している研究者は少ない。但し、ティリアキアンはカント自身の思想と新カント学派の思想との区別及びドイツでの新カント学派とフランスに導入され独自に展開された新カント学派思想との違いと鈍感である点は注意を要する。

ではデュルケームの自律の定式はいかなるものなのか。次のようにまとめられよう。

- ①当初、規律、集団への愛着の念、自律という道徳の三要素が設定されたが、これらは単純に並列的・等質的に肩を並べているものではない。
- ②規律、集団への愛着の念はそれぞれ義務と善とに読み替えられる。
- ③道徳の3要素の第2番目の愛着の念の対象である集団は社会のことであり、Sociétéというように、sociétéの頭文字があえて大文字Sで表現されている。そして社会が他の諸概念を包摂する形で位置づけられる。
- ④義務と善とは対立するものではない。それらは社会のそれぞれの側面として位置づけられる。換言すれば人間は社会に愛着の念をもちつつ、その規律を遵守する。あるいは愛着ゆえに規律を遵守する。
- ⑤理性と感性という区分法が採られるが、これらと先の義務と善との整合性にデュルケームは腐心している。自律は理性側に居場所を与えられ、規律、義務はこの自律の下に他律的な感

性側に行使される。

- ⑥自然の性向や傾向性などを自覚し、自己制御することがすでに自律であるとされる。つまり動物でなければ誰でも自律的であるとさえいえ、デュルケームの提示する自律概念の指示対象は広く意味内容は単純である。他方、他律は規律を施された側が他律とされている。自律と他律とは表裏一体となっている。
- ⑦愛着の念あるいは善の理性・感性の図式の中への位置づけは言及されていない。愛着の念は一見感性側に位置づけられるような印象を与えるが、これを決定づける言質は全くとれない。他方、理性の側に愛着の念が位置づけられるものとすれば、思想上デュルケームは画期的な問題提起をしたことになる。
- ⑧最後に①～⑦までの諸概念全てを包摂するのは、社会 (Société) であり、この社会が理性さえも規定している。

以上のことから自律は規律の精神、集団への愛着の念に次ぐ、道徳の要素の第三番目として先の二つと並列的・等質的に肩を並べるものではないといえる。むしろ義務(規律)と善(愛着の念)の存在様態を示す概念として自律は示されており、理性に包摂される形になっているといえよう。そしてこの理性はさらに社会に包摂されているのである。また、規律=義務、愛着=善の図式が奇麗に描かれていることが分かる。

#### 4) 『道徳教育論 第1部』の問題点 一道徳の三要素から二要素へ：二要素から一要素へ

『道徳教育論』でいかに三要素が語られようとも、デュルケームの道徳論の到達点といわれる論文「道徳的事実の定義」(1906年)では、それら三要素が「義務」(devoir)と「自ら欲すること」(désirabilité)という二要素へと収斂されるに至る<sup>26)</sup>。従来のデュルケーム研究ではこの論理構造の変化について殆ど着目されてこなかった。むしろ『道徳教育論』の三要素でもってデュルケームの多くが語れてきたように見受けられる。またその「道徳的事実の定義」の中には「…ほぼ20年、この主題について私が追求してきた研究の結果、私が到達した道徳的事実に関する一般の観念である…」<sup>27)</sup>という記述がみられるように、初期の道徳論から通観した上で、デュルケームのモラルサイエンスに基づくライクな道徳教育論が語られるべきことは明白である。

さて「義務」と「自ら欲すること」という二要素は、「道徳的事実を観察可能にするために道徳的事実を特徴づける(caractériser)何かを有するもの、認識されるための標徴(signe)を有するもの、他の事実から区別される性質(caractère distinctif)を有するものとして抽出されたものである<sup>28)</sup>。

まず二要素への集約についてであるがdevoirはobligation, autoritéと全く同義語になり、désirabilitéとの対比がフランス語としても意味的に明確になったといえる。devoirとbienは勝れてカントを想起させる対概念であり、この前提がない限りおよそ対概念にはなり得ないであろう<sup>29)</sup>。

次に、何が何に対しての「義務」であり「自ら欲する」のか? 端的にそれは個人が「社会」に対してのことである。つまり『道徳教育論』において三要素が示されたものの、社会が他を包摂する形になっていたことは前述のとおりである。ここではその位置関係がより明確になったわけである。つまり、社会と個人という項に対して、その関係性を表す概念として「義務」

と「自ら欲すること」が提示されたわけである。

この変遷の理由は、本研究の前々稿で再三指摘した集合表象論、社会实在論と符合するものである。また第三共和制期独自の文脈からするとライックな道德論の数々は、社会連帯理論 (solidarisme) という大枠で括られ得る。その中で社会と個人との関係をどう見るか、つまりどちらに重きをおくかという点で大きな対立が生じていた。前者に重きをおく立場の論拠となっていたのが、社会实在論であり、その論陣を張っていたのは他ならぬデュルケームであった。後者に重きをおく立場はイデアリストが多かったが、その一人A.フイエ (Alfred Fouillée) は1896年に『実証主義者の動向と社会学的世界観』で既にデュルケームの社会实在論を批判していた。但し、双方ともこの際 science の尊重、道德問題解決のため sociologie への期待という点では全く一致しているが、その sociologie の中身は違っていた。つまり社会实在論を採るか否かで、ほぼ2つの sociologie 概念が形成されていたからである<sup>30)</sup>。それゆえ、『道德教育論』の三要素がここに位置づけられれば、なぜ3つのうち社会が他を包摂する関係になっていたかが理解できる。このような流れで「道德的事実の定義」に至り二要素に整理されたと考えられることは妥当である。

だが道德の二要素問題の論理的整合性をさらに追求するならば、デュルケーム自身言及しているように、道德の二要素が社会の二側面であるとすれば、二要素を包摂する最上位概念は社会である。またこれは社会实在論、集合表象論と完全に符合するものである。

そして前述のように『道德教育論』あるいは『社会学講義』<sup>31)</sup>の中では、その社会の上位概念としての国家、さらにその上のコスモポリス、さらにその上のユマニテが措定されていた。デュルケームは国家と社会とはあまり截然と区別していないまま議論を進めるが、国粹主義は否定し、ナショナリズムとコスモポリタニズムとの両立問題に言及するが、コスモポリタニズムはナショナリズムの量的拡大として考えられてはいなかった点は着目されるべきであろう。

## 結論

道德の三要素はついに一要素に収斂されるに至ったが、これはデュルケームの道德研究の集大成である『宗教生活の原初形態』の最後尾で定義される「社会カテゴリー論」に結晶する。そしてこれとの関係で『道德教育論』における「社会集団への愛着の念」の意味もより明らかになる。つまり当時のコンテクストの中での解釈、デュルケームの全テキストの時系列順による解釈を経た道德教育論研究がなされず、「規律の精神」「社会集団への愛着の念」などが規範的な徳目として誤読される限りデュルケーム道德教育論ほど陳腐で平板でしかも古色蒼然たるものはなかろう。真相は全く逆であり、当時最先端のモラルサイエンスであった。

しかしテキストとしての『道德教育論 第一部』に対する評価を下すならば、道德の三要素という理論構成は失敗であった。なぜならこれ以降後期から晩年のデュルケームの著作群においてこのような三要素はどこにも見当たらないからである。本稿で明らかになったとおり、1906年の段階ではすでに道德の要素は二要素へと収斂しており、結局は社会という一要素に収斂してしまう理論構造になっているからである。また、ライックな道德教育の理性主義的公理を掲げながら、何故「分類の未開形態」『宗教生活の原初形態』で展開された宗教研究に傾いていったのかも考えられるべきことであろう。つまり道德研究は宗教研究に託されたと考えるのが自然であり、「神性」概念を否定したはずだった彼は集合表象論、社会实在論に基礎づ

けられた新たな「聖性」概念を提示するに至るからである<sup>32)</sup>。ライックな道德教育論の行方を追う作業はまだ続くが、第三共和制という独自のコンテクストに位置づけた『道德教育論』の再読、つまりライシテ擁護の言説そのものとしての『道德教育論』の再構成は今回の課題とする。

## 注

- 1) 当該研究は以下の原著論文からの継続研究である。
  - ① 拙稿「フランス第三共和制期世俗的道德教育論の諸相Ⅳ－デュルケーム中期道德教育論Ⅱ：スピリチュアリズムとモラル・リアリティ」『尚綱学院大学紀要第58集』、2009年、135－146頁。
  - ② 拙稿「フランス第三共和制期世俗的道德教育論の諸相Ⅲ－デュルケーム中期道德教育論：生理学的心理学と集合表象論－」『尚綱学院大学紀要第57集』、2009年、119－130頁。
  - ③ 「フランス第三共和制期世俗的道德教育論の諸相Ⅱ－モラルサイエンス前史とデュルケーム前期道德教育論－」『尚綱学院大学紀要第56集』、2008年、135－148頁。
  - ④ 「フランス第三共和制期世俗的道德教育論の諸相－反教権主義の道德教育論：視学官F・ペコによる自育論 (*éducation de soi-même*) 導入の周辺」『東京大学大学院教育学研究紀要第25号』、1999年、79－87頁。
- 2) Emile Durkheim, *L'éducation morale*, 1922 (1963), PUF, 242p.
- 3) *Ibid.*, pp.15－106.
- 4) *Ibid.*, pp.109－239.
- 5) *Ibid.*, pp.109－239.
- 6) Jean Baubérot, *Notes sur Durkheim et la laïcité : Archives de sciences sociales des religions No.69, "Relire Durkheim"* 35e année-janvier-mars 1990, éditions du CNRS, pp.151－156.
- 7) E.Durkheim, *Les formes élémentaires de la vie religieuse*, 1912 (1994), PUF, pp.593－638.
- 8) E.Durkheim, *L'éducation morale*, p.2.
- 9) *Ibid.*, p.3
- 10) *Ibid.*, p.3.
- 11) *Ibid.*, p.7.
- 12) *Ibid.*, pp.7－8.
- 13) *Ibid.*, p.9.
- 14) *Ibid.*, p.9.
- 15) *Ibid.*, pp.9－10.
- 16) *Ibid.*, p.30.
- 17) *Ibid.*, pp.79－80.
- 18) E.Durkheim, *Détermination du fait moral*, 1924 (Ed.1993), PUF, pp.49－116.
- 19) E.Durkheim, *L'éducation morale*, pp.80－90.
- 20) *Ibid.*, pp.80－90.
- 21) *Ibid.*, pp.80－90.
- 22) *Ibid.*, pp.90－106.
- 23) *Ibid.*, pp.90－106.
- 24) *Ibid.*, pp.90－106.
- 25) E.A. ティリアキアン著、高沢淳夫訳『デュルケームの社会学』、アカデミア出版会、1986、pp.55－68.
- 26) E.Durkheim, *Détermination du fait moral*, 1924 (Ed.1993), PUF, pp.49－116.
- 27) *Ibid.*, p.89.
- 28) *Ibid.*, p.49.
- 29) *Ibid.*, pp.49－116.
- 30) 拙稿「デュルケーム道德論形成過程における“形而上学”との交錯問題－デュルケーム対フイエ：“社会学なるもの”の拮抗－」『社会学史研究 第22号』、日本社会学史学会、2000年、77－88頁。
- 31) E.Durkheim, *Leçons de sociologie*, Ed.1950, PUF, 244p.
- 32) E.Durkheim, *Les formes élémentaires de la vie religieuse*, 1912, PUF, pp.593－638.